

前回定例会（9月4日）以降の原子力規制庁の動き

平成25年10月2日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

（9月11日）

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令（仮称）（案）等に対する意見募集について

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第1条第5号では、同法附則第18条において改正される核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）については、原子力規制委員会設置法の施行後1年3ヶ月以内であって政令で定める日に施行すると規定しています。これを受け、施行のために整備することが必要となる関係する政令、委員会規則及び内規等の改正及び制定することを予定しています。つきましては、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

意見提出期間

平成25年9月12日（木）から10月11日（金）までの30日間
（詳細は別添のとおり）

（9月27日）

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所に関する設置変更許可等の申請を受理

（10月2日）

- ・東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（第6号炉及び第7号炉）原子炉設置変更許可等の申請について

受理した申請書については、ホームページに掲載すること、及び今後、審査のため、担当委員出席の下、審査会を開催することを決定。

【検討チーム等】

○原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

9月5日	第16回会合	9月10日	第17回会合
9月11日	第18回会合	9月12日	第19回会合
9月17日	第20回会合	9月18日	第21回会合
9月19日	第22回会合	9月20日	現地調査（川内原子力発電所）
9月24日	第23回会合	9月25日	第24回会合
9月26日	第25回会合	9月27日	現地調査（玄海原子力発電所）
10月1日	第26回会合	10月3日	第28回会合

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

・平成25年度第2回保安検査の結果について（速報）

検査実施期間：平成25年8月30日（金）～9月13日（金）

検査項目：保安検査期間中に実施する運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視、定例試験等への立会い等のほか、基本検査項目、抜き打ち検査として項目を選定し、以下の項目の検査を実施した。

1. 基本検査項目
 - ・緊急安全対策の実施状況
 - ・放射線管理
2. 追加検査項目
 - ・5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る組織要因を踏まえた是正措置及び予防措置について
3. 抜き打ち検査
 - ・緊急時の措置に関する状況確認

（詳細は別紙のとおり）

以 上

平成25年9月
原子力規制庁

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令（仮称）（案）等について

背景

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）は、平成24年6月27日に公布され、同年9月19日に施行されたところである。同法附則第1条第5号に掲げる規定は、同法施行後1年3月以内であって政令で定める日に施行することとされており、同法附則第18条において改正される核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）について、同日に施行することとなる。

これに伴い、原子力規制委員会設置法附則第1条第5号に掲げる規定を施行するため、整備が必要となる核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）等関係法令等の改正及び制定を行うこととする。

概要

I. 関係政令の一部改正

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令（仮称）

(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正

【改正理由】

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う原子炉等規制法の改正により、使用済燃料貯蔵施設における特定容器等の設計の型式証明及び型式指定の導入に伴う手数料の整備等所要の規定の整備を行うこととする。

(2) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正

【改正理由】

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う原子炉等規制法の改正により、発電用原子炉施設等の安全性の向上のための評価制度が導入されることから、既に、原子炉等規制法第64条の2に基づき、特定原子力施設に指定されている東京電力福島第一原子力発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉並びにその附属施設について、原子炉等規制法第43条の3の29の発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価の導入の規定の適用を除外することとする。

II. 関係する規則の一部改正及び制定

1. 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（仮称）

【改正理由】

原子力規制委員会設置法附則第18条により、事業許可申請書の記載事項の追加、加工施設及び再処理施設への重大事故対策の追加、設計及び工事に係る品質保証制度の導入、施設の性能の維持に係る技術上の基準の導入、加工施設、発電用原子炉施設及び再処理施設への安全性の向上のための評価の導入、使用済燃料貯蔵施設への特定容器等の設計の型式証明及び型式指定の導入等を内容とする原子炉等規制法の改正が行われたところである。原子力規制委員会設置法附則第18条の施行に伴い、原子炉等規制法で新設・改正された規定に係る手続等の詳細な事項を定める必要があることから、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号）」等について所要の改正を行うこととする。そのほか、関係する規則について原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う所要の規定の整備等を行うこととする。

【概要】

（1）核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正

原子炉等規制法の改正による法人の分割に関する手続等の所要の規定の整備を行うとともに申請書等の提出部数の見直し等の所要の規定の整備を行う。

（2）核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正

a. 重大事故の定義

原子炉等規制法における加工施設に係る重大な事故は設計上定める条件より厳しい条件において発生する臨界事故及び核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失とする。

b. 加工施設の事業許可申請書及び変更許可申請書の記載事項の追加等

原子炉等規制法の改正において新たに追加された加工施設の事業許可申請書及び変更許可申請書の記載事項のうち、「加工施設における放射線の管理に関する事項」については、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばく管理の方法」、「放射性廃棄物の廃棄に関する事項」等を記載することとし、「加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」については、事故の区分に応じて、事故に対処するために必要な施設、事故の程度・影響の評価の条件及びその評価の結果について記載することとする。

また、事業許可申請書の記載事項のうち「加工施設の一般構造」について、「耐津波構造」を追加する等の見直しを行う。

併せて、改正された記載事項に係る添付書類について所要の規定の整備を行う。

c. 設計及び工事における品質保証に係る基準の制定に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正により設計及び工事の方法の認可基準として追加された「設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織」に関する事項を、設計及び工事の方法の認可の申請書及び変更の認可の申請書の記載事項として追加することとし、これに係る添付書類の記載事項等について所要の見直しを行う。

d. 加工施設の性能の維持に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正により加工施設の性能の維持に係る技術上の基準が追加されたことに伴い、使用前検査及び施設定期検査等に係る規定について所要の規定の整備を行う。

- e. 検査実施要領書の策定
使用前検査及び施設定期検査の方法等を定めた検査実施要領書を策定することとする。
- f. 法人の分割に係る規定の整備
原子炉等規制法の改正による法人の分割に関する手続等の所要の規定の整備を行う。
- g. 記録事項の追加
記録事項として警報装置から発せられた警報の内容及び加工施設の安全性の向上のための評価の結果を追加等する。
- h. 重大事故対策等に係る保安のために講ずべき措置の追加
重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故が発生した場合に講ずべき措置として、加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し必要な措置等を追加する。
- i. 重大事故対策等に係る保安規定の記載事項の追加
保安規定の記載事項として、重大事故等発生時等における保全活動を行う体制の整備に関する事項を追加等する。
- j. 核燃料取扱主任者の選任要件の見直し
核燃料取扱主任者の選任要件として、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間を新たに加えることとする。
- k. 核燃料取扱主任者試験に係る規定の整理
下記Ⅱ. 19. のとおり「核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（仮称）」の新規制定に伴う、所要の規定の整理を行う。
- l. 加工施設の安全性の向上のための評価に係る規定の整備
安全性の向上のための評価に係る調査等の方法として、重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法等を用いて行うこととするとともに、評価の時期及び評価等の結果の公表等の所要の規定の整備を行う。併せて加工施設の定期的な評価のうち保安活動の評価に係る規定を廃止することとし、所要の規定の整備を行う。
- m. 報告対象となる事故故障等の追加等
事故故障等の報告を求める対象設備として、設計基準事故を超える事故又は重大事故に対処するための機能を有する設備を追加する。また、これらの設備の故障による臨界事故等の発生防止、喪失した機能の回復（事故の収束を含む。）及び影響緩和といった重大事故に対処するための機能の喪失等を報告の対象に追加する。
- n. その他
申請書等の提出部数の見直し等の所要の規定の整備を行う。

(3) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正

- a. 核燃料物質の臨界防止に係る規定の明確化
臨界を防止するために講ずべき単一ユニットにおける形状寸法管理等及び単一ユニット相互間の適切な配置の維持等の措置を明確化する。
- b. 外的要因及び内的要因による損傷の防止等に関する基準の追加等

地盤に関する規定、地震・津波その他の自然現象、外部人為事象及び施設内における溢水等による損傷並びに不法侵入等の防止に関する規定を追加するとともに、火災による損傷の防止の規定を爆発も含むものとして見直す。

- c. 環境条件、検査等、飛散物及び共用の考慮に対する規定の追加
通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件における機能の発揮、検査・試験及び保守・修理の可能性に係る規定、他の機器又は配管等の損壊に伴う飛散物に係る規定並びに他の施設との共用に係る規定を追加する。
- d. 安全避難通路等の規定の追加
容易に識別可能な安全避難通路、避難用の照明並びに設計基準事故時用の照明及びその専用電源を設ける規定を追加する。
- e. 核燃料物質の貯蔵施設に対する要求事項の追加
必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を除去できる設備を設ける規定を追加する。
- f. 通信連絡設備等の規定の追加
工場等内外に必要な指示・連絡が可能となる通信連絡設備、警報装置を設ける規定を追加する。
- g. 重大事故等対処施設に対する規定の追加
重大事故等対処施設を設置する地盤に関する規定、地震・津波及び火災等による損傷の防止に関する規定を追加する。また、重大事故等対処設備に共通する規定、臨界事故等重大事故ごとの設備に関する規定及び工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する規定を追加する。さらに、重大事故等への対処に必要な水・電気の供給、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡設備に係る規定を追加する。
- h. その他
要求内容の明確化等の所要の規定の整備を行う。

(4) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正

- a. 試験研究用等原子炉の設置許可申請書の記載事項の追加等
設置許可申請書の記載事項のうち、「試験研究用等原子炉施設の一般構造」について「耐津波構造」を追加する。また、申請書に添付する想定される原子炉の事故の種類、影響等に関する説明書に設計基準事故を超える事故に関する措置を含むことを明確化する。
- b. 設計及び工事における品質保証に係る基準の制定に係る規定の整備
原子炉等規制法の改正により設計及び工事の方法の認可基準として追加された「設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織」に関する事項を、設計及び工事の方法の認可の申請書の記載事項として追加する等の所要の見直しを行う。
- c. 試験研究用等原子炉施設の性能の維持に係る規定の整備
原子炉等規制法の改正により試験研究用等原子炉施設の性能の維持に係る技術上の基準が追加されたことに伴い、使用前検査及び施設定期検査等に係る規定について所要の規定の整備を行う。
- d. 法人の分割に係る規定の整備
原子炉等規制法の改正による法人の分割に関する手続等の所要の規定の整備を行う。
- e. 記録事項の追加
記録事項として警報装置から発せられた警報の内容を追加等する。
- f. 保安規定の記載事項の明確化

保安規定の記載事項のうち、非常時に採るべき処理に関することに設計基準事故を超える事故に関する処置を含むことを明確化する。

g. 報告対象となる事故故障等の追加等

報告対象となる事故故障等として、火災による試験研究用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器等又は設計基準事故を超える事故の拡大防止等に必要設備の故障等に関する事項を追加する。

h. その他

申請書等の提出部数の見直し等の必要な所要の規定の整備を行う。

(5) 試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正

a. 外的要因及び内的要因による損傷の防止等に関する基準の追加等

地盤に関する規定、地震・津波その他の自然現象及び外部人為事象及び施設内における溢水等による損傷並びに不法侵入等の防止に関する規定を追加する。

b. 安全設備に対する機能要求の追加等

安全設備に対して、多重性又は多様性及び独立性の確保を明確化するとともに、環境条件を追加等する。また、火災による損傷の防止に関する規定を明確化する。

c. 全交流動力電源喪失時における電源設備の基準の追加

全交流動力電源喪失を想定し監視設備の動作に必要な非常用電源設備を設ける規定を追加する。

d. 通信連絡設備等の規定の追加

事業所内外に必要な指示・連絡が可能となる通信連絡設備を設けることを追加する。

e. 安全避難通路等の規定の追加

容易に識別可能な安全避難通路、避難用の照明並びに設計基準事故時用の照明及びその専用電源を設ける規定を追加する。

f. 試験用燃料体に関する基準の追加

試験用燃料体が健全性を維持できない場合でも、燃料体に悪影響を及ぼさないこととする規定等を追加する。

g. 設計基準事故を超える事故に関する規定の追加

設計基準事故を超える事故が発生した場合の事故の拡大の防止等の必要な措置に係る規定を追加する。

h. ナトリウム冷却型高速炉に係る規定の整備

ナトリウム冷却型高速炉について、原子炉冷却材バウンダリの破壊じん性に関する規定、原子炉冷却材バウンダリからの一次冷却材及びカバーガスバウンダリからのカバーガスの漏えい検出に係る規定、ナトリウムを液体の状態に保つ設備に係る規定、計測制御系統による事故時の環境下の監視・記録の規定、原子炉停止系統が臨界未満・反応度添加率等を満足するための規定を追加等する。

i. ガス冷却型原子炉に係る規定の整備

ガス冷却型原子炉に係る章を新設し、原子炉冷却材圧力バウンダリの破壊じん性及び一次冷却材の漏えい検出に係る規定、計測制御系統による事故時の環境下の監視・記録に係る規定、原子炉停止系統が臨界未満・反応度添加率等を満足するための規定等を追加する。

j. その他

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）の制定に併せて、安全保護回路、実験設備等に関する規定を明確化するとともに、制御設備及び非常用制御設備に係る規定の整備その他所要の規定の整備を行う。

（６）試験研究の用の供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則

原子炉等規制法において使用する用語の例によることを追加等する。

（７）実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正

a. 安全性の向上のための評価に係る規定の整備等

安全性の向上のための評価に係る調査等の方法として、重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法等を用いて行うこととするとともに、評価の時期及び評価の結果等の公表等の所要の規定の整備を行う。併せて、発電用原子炉施設の定期的な評価の制度を廃止することとし、所要の規定の整備を行う。

b. 記録事項の見直し

工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料について記録すべき事項として、最高燃焼度に代えて、燃焼度を規定する。

c. その他

申請書等の提出部数の見直し等の所要の規定の整備等を行う。

（８）研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設について、上記Ⅱ. 1.（７）「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正」と同旨の改正を行う。

（９）使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正

a. 使用済燃料貯蔵施設の事業許可申請書の記載事項の追加等

事業許可申請書において求める「貯蔵施設の一般構造」について、「耐津波構造」を追加する等の記載事項の見直しを行う。

b. 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の認可に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正により設計及び工事の方法の認可基準として追加された設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する事項を、設計及び工事の方法の認可申請書の記載事項として追加する等の所要の見直しを行う。

c. 使用済燃料貯蔵施設の性能の維持に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正により使用済燃料貯蔵施設の性能の維持に係る技術上の基準が追加されたことに伴い、使用前検査、施設定期検査等に係る規定について所要の規定の整備を行う。

d. 検査実施要領書の策定

使用前検査及び施設定期検査の方法等の必要な事項を定めた検査実施要領書を策定することとする。

e. 電源設備に係る規定の整備

下記Ⅱ. 1.（１０）使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の一部改正において、外部電源喪失時における電源設備の基準を見直したことから、非常用電源設備に係る所要の規定の整備を行う。

f. 法人の分割に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正による法人の分割に関する手続等の所要の規定の整備を行う。

g. 記録事項の見直し

貯蔵する使用済燃料に係る記録事項として、最高燃焼度に代えて燃焼度を規定する。

h. 技術情報の共有に係る規定の見直し

保安のために講ずべき措置として行うべき技術情報の共有について所要の規定の整備を行う。

i. 特定容器等の設計の型式証明及び型式の指定に係る規定の整備

型式証明の対象である特定容器等を、使用済燃料貯蔵設備本体のうち、金属製の乾式キャスクとするとともに、型式証明及び型式指定に係る申請書の記載事項、添付書類等の手続等の所要の規定の整備を行う。

j. 報告対象となる事故故障等の追加等

報告対象となる使用済燃料貯蔵施設に係る事故故障等を明確化するとともに、使用済燃料の臨界に関する事項等を報告対象として追加する。

k. その他

申請書等の提出部数の見直し等の所要の規定の整備を行う。

(10) 使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の一部改正

a. 適用範囲の明確化

原子炉等規制法に規定する使用済燃料貯蔵施設のうち金属キャスクによって使用済燃料を貯蔵するものに限って適用することを明確化する。

b. 外的要因による損傷の防止等に関する基準の追加

地盤に関する規定、地震・津波その他の自然現象及び外部人為事象による損傷並びに不法侵入等の防止に関する規定を追加する。また、火災による損傷の防止の規定を爆発も含むものとして見直す。

c. 共用及び検査等の考慮に関する規定の追加

他の施設との共用に関する規定並びに検査・試験及び保守・修理の可能性に関する規定を追加する。

d. 遮蔽機能の明確化

事業所周辺の空間線量率が、原子力規制委員会が定める線量限度を下回るように遮蔽設備を施設することを明確化する。

e. 外部電源喪失時における電源設備の基準の見直し

外部電源からの電気の供給が停止した場合における、放射線の監視等の安全上必要な措置が講じられるような予備電源を備えることとする。

f. 通信連絡設備等の追加

事業所内外に必要な指示・連絡が可能となる通信連絡設備、警報装置及び従事者等の退避のための設備に関する規定を追加する。

g. その他

放射線管理施設に係る規定の明確化、規則名の改正等所要の見直しを行う。

(11) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正

a. 重大事故の定義

原子炉等規制法における再処理施設に係る重大な事故は、設計上定める条件より厳しい条件において発生する臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、

放射線分解により発生する水素爆発及び有機溶媒等による火災又は爆発等とする。

b. 再処理施設の事業指定申請書及び変更許可申請書の記載事項の追加等

原子炉等規制法の改正において新たに追加された再処理施設の事業指定申請書及び変更許可申請書の記載事項のうち、「再処理施設における放射線の管理に関する事項」については、「放射線の被ばく管理の方法」、「放射性廃棄物の廃棄に関する事項」等を記載することとし、「再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」については、事故の区分に応じて、事故に対処するために必要な施設、事故の程度・影響の評価の条件及びその評価の結果について記載することとする。

また、事業指定申請書において求める「再処理施設の一般構造」について、「耐津波構造」を追加する等の記載事項の見直しを行う。併せて、これらの記載事項に係る添付書類について所要の規定の整備を行う。

c. 設計及び工事における品質保証に係る基準の制定に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正により設計及び工事の方法の認可基準として追加された「設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織」に関する事項を、設計及び工事の方法の認可の申請書及び変更の認可の申請書の記載事項として追加することとし、これに係る添付書類の記載事項等について所要の見直しを行う。

d. 再処理施設の性能の維持に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正により再処理施設の性能の維持に係る技術上の基準が追加されたことに伴い、使用前検査及び施設定期検査等に係る規定について所要の規定の整備を行う。

e. 検査実施要領書の策定

使用前検査及び施設定期検査の方法等を定めた検査実施要領書を策定することとする。

f. 法人の分割に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正による法人の分割に関する手続等の所要の規定の整備を行う。

g. 記録事項の追加

記録事項として、警報装置から発せられた警報の内容及び再処理施設の安全性の向上のための評価の結果を追加等する。

h. 重大事故対策等に係る保安のために講ずべき措置の追加

重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故が発生した場合に講ずべき措置として、再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し必要な措置等を追加する。

i. 重大事故対策等に係る保安規定の記載事項の追加

保安規定の記載事項として、重大事故等発生時等における保全活動を行う体制の整備に関する事項等を追加等する。

j. 核燃料取扱主任者の選任要件の見直し

核燃料取扱主任者の選任要件として、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間を新たに加えることとする。

k. 再処理施設の安全性の向上のための評価に係る規定の整備

安全性の向上のための評価に係る調査等の方法として、重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法等を用いて評価することとするとともに、評価の時

期及び評価等の結果の公表等の所要の規定の整備を行う。併せて再処理施設の定期的な評価のうち保安活動の評価に係る規定を廃止することとし、所要の規定の整備を行う。

l. 報告対象となる事故故障等の追加等

事故故障等の報告を求める対象設備として、設計基準事故を超える事故又は重大事故に対処するための機能を有する設備を追加する。また、これらの設備の故障による臨界事故等の発生防止、拡大の防止及び影響緩和といった重大事故に対処するための機能の喪失等を報告の対象に追加する。

m. その他

申請書等の提出部数の見直し等の所要の規定の整備を行う。

(12) 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正

a. 核燃料物質の臨界防止に係る規定の明確化

臨界を防止するために講ずべき単一ユニットにおける形状寸法管理等及び単一ユニット相互間の適切な配置の維持等の措置を明確化する。

b. 外的要因及び内的要因による損傷の防止等に関する基準の追加等

地盤に関する規定、地震・津波その他の自然現象、外部人為事象、施設内における溢水等及び化学薬品の漏えいによる損傷並びに不法な侵入等の防止に関する規定を追加するとともに、火災による損傷の防止の規定を爆発も含むものとして見直す。

c. 環境条件、検査等、飛散物及び共用の考慮に対する規定の追加

通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件における機能の発揮、検査・試験及び保守・修理の可能性に係る規定、他の機器又は配管等の損壊に伴う飛散物に係る規定並びに他の施設との共用に係る規定を追加する。

d. 製品貯蔵施設に対する要求事項の追加

製品の崩壊熱を安全に除去できる製品貯蔵施設に係る規定を追加する。

e. 安全避難通路等の規定の追加

容易に識別可能な安全避難通路、避難用の照明並びに設計基準事故時用の照明及びその専用電源を設ける規定を追加する。

f. 安全保護回路の基準の明確化

多重性を確保すること、駆動源の喪失時等に安全な状態への移行又は状態を維持すること、不正アクセス等に対する措置及び計測制御系との機能的に分離することを明確化する。

g. 通信連絡設備等の規定の追加

工場等内外に必要な指示・連絡が可能となる通信連絡設備、警報装置を設ける規定を追加する。

h. 制御室の基準の見直し

制御室で操作する設備を誤操作することなく、適切に運転操作できることとするとともに、気体状の放射性物質、制御室外の火災等及び有毒ガスに対する防護措置及び外部の状況を把握するための装置を追加する。

j. 非常用電源設備の基準の見直し

外部電源系統及び非常用電源設備から必要な電力の供給を受けるための措置、二回線以上の送電線からの受電を可能とするための措置、非常用電源設備等の多重性及び独立性の確保に係る規定を追加する。

k. 重大事故等対処施設に対する基準の追加

重大事故等対処施設を設置する地盤に関する規定、地震・津波及び火災等による損傷の防止に関する規定を追加する。また、重大事故等対処設備に共通する規定、臨界事故等重大事故ごとの設備に係る規定及び工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための設備に関する規定を追加する。さらに、重大事故等への対処に必要となる水・電気の供給、計装設備、制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡設備の設置に係る規定を追加する。

l. その他

要求内容の明確化等の所要の規定の整備を行う。

(13) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正

a. 確認実施要領書及び検査実施要領書の策定

廃棄物埋設に関する確認の方法等の必要な事項を定めた確認実施要領書を策定すること並びに使用前検査及び施設定期検査の方法等の必要な事項を定めた検査実施要領書を策定することとする。

b. 特定廃棄物埋設施設の設計及び工事の方法の認可に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正により設計及び工事の方法の認可基準として追加された「設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織」に関する事項を、設計及び工事の方法の認可の申請書及び変更の認可の申請書の記載事項として追加する等の所要の見直しを行う。

c. 特定廃棄物埋設施設の性能の維持に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正により特定廃棄物埋設施設の性能の維持に係る技術上の基準が追加されたことに伴い、使用前検査、施設定期検査等の所要の規定の整備を行う。

d. 法人の分割に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正による法人の分割に関する手続等の所要の規定の整備を行う。

e. その他

申請書等の提出部数の見直し等の所要の規定の整備を行う。

(14) 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正

a. 第二種廃棄物埋設施設の事業許可申請書の記載事項の追加等

事業許可申請書の記載事項のうち「廃棄物埋設施設の一般構造」について、「耐津波構造」を追加する等の記載事項の見直しを行う。

b. 確認実施要領書の策定

廃棄物埋設に関する確認の方法等の必要な事項を定めた確認実施要領書を策定することとする。

c. 法人の分割に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正により追加された法人の分割に関する手続等の所要の規定の整備を行う。

d. 記録事項の追加

記録事項として、警報装置から発せられた警報の内容並びに廃棄物埋設地及びその周辺の状況を追加等し、所要の規定の整備を行う。

e. 廃棄物埋設地の保全に係る規定の整備

廃棄物埋設地における放射性物質の異常な漏えいの監視、異常時の修復等の埋設の開始から廃止措置計画の認可時まで廃棄物埋設地の保全のために必要な措置を行うこととし、併せて所要の規定の整備を行う。

f. 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に係る規定の見直し

廃棄物埋設施設の定期的な評価等の対象にトレンチ処分及びピット処分を追加するとともに、評価の実施期間を10年を超えない期間ごととし、併せて所要の規定の整備を行う。

g. 保安規定の記載事項の追加

保安規定の記載事項に廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための監視に関することを追加する。また、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設施設についての保安のために講ずべき措置に関することを変更しようとする場合は、変更認可申請書の添付書類に廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果を添付することとし、併せて所要の規定の整備を行う。

h. 廃止措置計画の認可基準の追加

廃止措置計画の認可の基準として廃棄物埋設地の保全のために必要な措置を必要としない状況にあることを追加する。

i. その他

申請書等の提出部数の見直し等の所要の規定の整備を行う。

(15) 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正

a. 廃棄物管理施設の事業許可申請書の記載事項の追加等

事業許可申請書の記載事項のうち「廃棄物管理施設の一般構造」について、「耐津波構造」を追加する等の記載事項の見直しを行う。

b. 特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の認可に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正により設計及び工事の方法の認可基準として追加された「設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織」に関する事項を、設計及び工事の方法の認可申請書の記載事項として追加する等の所要の見直しを行う。

c. 特定廃棄物管理施設の性能の維持に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正により特定廃棄物管理施設の性能の維持に係る技術上の基準が追加されたことに伴い、使用前検査、施設定期検査等に係る規定について所要の規定の整備を行う。

d. 検査実施要領書の策定

使用前検査及び施設定期検査の方法等の必要な事項を定めた検査実施要領書を策定することとする。

e. 法人の分割に係る規定の整備

原子炉等規制法の改正による法人の分割に関する手続等の所要の規定の整備を行う。

f. 廃棄物管理施設の定期的な評価の追加

廃棄物管理施設の保安活動の実施状況及び保安活動への最新の技術的知見の反映状況を10年を超えない期間ごとに評価する規定を追加する。また、事業開始から20年を経過する日までに経年変化に関する技術的な評価及び同評価に基づく保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画を策定すること並びに当該評価及び当該計画を10年を超えない期間ごとに再評価する規定を

追加する。併せて、保安規定の記載事項に定期的な評価に関する規定を追加する等の所要の規定の整備を行う。

g. その他

申請書等の提出部数の見直し等の所要の規定の整備を行う。

(16) 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正

a. 外的要因による損傷の防止等に関する基準の追加

地盤に関する規定、地震・津波その他の自然現象及び外部人為事象による損傷並びに不法侵入等の防止に関する規定を追加するとともに、火災による損傷の防止の規定を爆発も含むものとして見直す。

b. 共用及び検査等の考慮に対する対象施設の明確化

他の施設との共用に係る規定並びに検査・試験及び保守・修理の可能性に係る規定等を追加する。

c. 臨界防止の措置の追加

核燃料物質が臨界に達するおそれがないように必要な措置を講じることとする規定を追加する。

d. 遮蔽機能に係る規定の明確化

事業所周辺の空間線量率が、原子力規制委員会が定める線量限度を下回るように遮蔽設備を施設することを明確化する。

e. 受入れ施設及び管理施設に係る規定の明確化

放射性廃棄物を管理する施設について、保管する廃棄物の性状を考慮した管理を行うこと等の規定を明確化する。

f. 外部電源喪失時における電源設備の基準の見直し

外部電源からの電気の供給が停止した場合における、放射線の監視等の安全上必要な措置が講じられるような予備電源を備えることとする。

g. 通信連絡設備等の追加

事業所内外に必要な指示・連絡が可能となる通信連絡設備、警報装置及び従事者等の退避のための設備を設けることとする規定を追加する。

h. その他

放射線管理施設に係る規定の明確化等所要の見直しを行う。

(17) 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正

a. 使用許可申請書及び変更許可申請書の規定の整備

使用施設等の位置、構造及び設備の基準の策定に併せて使用許可申請書及び変更許可申請書に添付すべき書類を整備する。

b. 工事の技術上の基準の規定の整備

使用施設等の位置、構造及び設備の基準の策定に併せて使用施設等の工事の技術上の基準として、閉じ込め機能、遮蔽機能、臨界防止及び非常用電源設備に係る規定を見直すとともに、地震・津波その他の自然現象、火災等による損傷の防止、外部人為事象による損傷不法侵入等の防止、内部溢水、飛散物及び化学薬品の漏えいによる損傷の防止、環境条件の考慮、検査等の考慮、施設の共用、誤操作の防止並びに安全避難通路、監視設備、通信連絡設備等に関する規定を追加する。さらに、貯蔵施設及び廃棄施設の基準を規定するとともに、設計評価事故を超える事故のために必要な措置に関する規定を追加する。

c. 記録事項の追加

記録事項として警報装置から発せられた警報の内容を追加等し、所要の規定の整備を行う。

d. 保安規定の記載事項の明確化

保安規定の記載事項のうち、非常時に採るべき処置に関することに設計評価事故を超える事故に関する処置を含むことを明確化する。

e. 報告対象となる事故故障等の追加等

報告対象となる事故故障等として、火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったとき等を追加する。

f. その他

申請書等の提出部数の見直し等の所要の規定の整備を行う。

(18) 核原料物質の使用に関する規則の一部改正

申請書等の提出部数の見直し等の所要の規定の整備を行う。

(19) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正

a. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に伴う所要の規定の整備

原子炉等規制法施行令及び上記Ⅱ. 1. (7)「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

b. 記録事項の見直し

工場又は事業所の外において貯蔵しようとする使用済燃料について記録すべき事項として、最高燃焼度に代えて、燃焼度を規定する。

(20) その他

a. 関係する規則等の規定の整備

上記(1)～(19)のほか、関係する規則等に所要の規定の整備を行う。

b. 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う経過規定

安全性の向上のための評価に関する規定、第二種廃棄物埋設施設に係る廃棄物埋設地の保全及び定期的な評価等に関する規定、並びに廃棄物管理施設に係る定期的な評価に関する規定については、実施時期に関して所要の経過規定を設けるほか、所要の経過規定を設ける。

2. 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、加工施設の事業許可の基準の1つである「加工施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものであること」が「加工施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会で定める基準に適合するものであること」と改正されたことから、加工施設に係る当該基準を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

設計基準事故に係る部分については、旧原子力安全委員会の審査指針類を基に、事業の許可の要件として臨界防止機能、閉じ込め機能、遮蔽機能等を規定するとと

もに、地震・津波その他の自然現象への対策及び火災対策等について所要の見直しを行った上で規定することとする。

その他、加工施設への不法な侵入の防止、外部人為事象、内部溢水及び飛散物による損傷の防止、環境条件の考慮、誤操作の防止並びに設計基準事故の拡大の防止について規定することとする。

また、加工施設の設計基準を超える状況に対する要求事項である重大事故等に対処するための基準については、プルトニウムを取り扱う加工施設について、臨界事故及び核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対する対策等を規定する。

3. 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、設計及び工事の方法の認可の基準の1つとして「加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること」が新たに設けられたことから、加工施設に係る当該技術上の基準（設計及び工事段階における品質保証に係る基準）を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

従来から保安規定の原子力安全に対する品質マネジメントについて用いている品質保証に係る民間規格（JEAC4111-2009）の要求事項を基に、IAEA安全基準（安全要件 No. GS-R-3）等の海外規格の要求事項を踏まえ整理を行った上で、規定することとする。

4. 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、加工施設の性能が「原子力規制委員会規則で定める技術上の基準」に適合するようにその加工施設を維持しなければならないとされたことから、加工施設に係る当該技術上の基準を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年総理府令第10号）」を基に、地震・津波その他の自然現象への対策及び火災対策等の所要の見直しを行った上で規定することとする。

その他、加工施設への不法な侵入の防止、外部人為事象、内部溢水及び飛散物による損傷の防止、環境条件の考慮、安全避難通路等、核燃料物質の貯蔵施設、並びに通信連絡設備等について規定する。

また、設計基準を超える状況に対する要求事項である重大事故等に対処するための基準については、プルトニウムを取り扱う加工施設について、臨界事故及び核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失に対する対策等を規定する。

5. 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、試験研究用等原子炉施設の設置許可の基準の1つである「試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものであること」が「試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と改正されたことから、試験研究用等原子炉施設に係る当該基準を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

設計基準事故については、旧原子力安全委員会の審査指針類を基に、地震・津波その他の自然現象への対策及び火災対策等については所要の見直しを行った上で規定することとする。併せて、水冷却型原子炉（高出力炉、中出力炉、低出力炉）、ガス冷却型原子炉、ナトリウム冷却型高速炉等の原子炉の種類ごとに、炉心、燃料体、その他の試験研究用等原子炉施設に求める基準及び性能について規定するとともに、設計基準事故を超える事故の拡大の防止等のために必要な措置について規定することとする。

その他、試験研究用等原子炉施設への不法な侵入の防止等について規定することとする。

6. 試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、設計及び工事の方法の認可の基準の1つとして「試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること」が新たに設けられたことから、試験研究用等原子炉施設に係る当該技術上の基準（設計及び工事段階における品質保証に係る基準）を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

従来から原子力安全に対する品質マネジメントに関して用いられている品質保証に係る民間規格（JEAC4111-2009）の要求事項を基に、IAEA安全基準（安全要件 No. GS-R-3）等の海外規格の要求事項を踏まえ整理を行った上で、規定することとする。

7. 試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、試験研究用等原子炉施設の性能が「原子力規制委員会規則で定める技術上の基準」に適合するようにその試験研究用等原子炉施設を維持しなければならないとされたことから、試験研究用等原子炉施設に係る当該技術上の基準を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

「試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年総理府令第11号）」を基に、地震・津波対策及び火災対策等の所要の見直しを行った上で規定することとする。併せて、設計基準事故を超える事故の拡大の防止等のために必要な措置について規定することとする。

その他、試験研究用等原子炉施設への不法な侵入の防止、内部溢水による損傷の防止、環境条件の考慮、安全避難通路等及び通信連絡設備等について規定することとする。

8. 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正において、使用済燃料貯蔵施設の事業許可の基準の1つである「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものであること」が「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と改正されたことから、使用済燃料貯蔵施設に係る当該基準を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

旧原子力安全委員会の審査指針類（「金属製乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵施設のための安全審査指針（平成14年10月3日決定）」等）を基に、地震・津波その他の自然現象及び外部人為事象による損傷の防止等について所要の見直しを行った上で、使用済燃料貯蔵施設が基本的安全機能（閉じ込め機能、遮蔽機能、臨界防止機能及び除熱機能）を損なわないものであること等を規定することとする。この他、使用済燃料貯蔵施設への不法な侵入の防止等について規定することとする。

9. 使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、設計及び工事の方法の認可の基準の1つとして「使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること」が新たに設けられたことから、使用済燃料貯蔵施設に係る当該技術上の基準（設計及び工事段階における品質保証に係る基準）を定める原子力規制委員会規則を新たに制定することとする。

【概要】

従来から保安規定の原子力安全に対する品質マネジメントについて用いている品質保証に係る民間規格（JEAC4111-2009）の要求事項を基に、IAEA安全基準（安全要件 No. GS-R-3）等の海外規格の要求事項を踏まえ整理を行った上で、規定することとする。

10. 使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、使用済燃料貯蔵施設の性能が「原子力規制委員会規則で定める技術上の基準」に適合するようにその使用済燃料貯蔵施設を維持しなければならないとされたことから、使用済燃料貯蔵施設に係る当該技術上の基準を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

「使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令（平成12年通商産業省令第113号）」を基に、所要の見直しを行った上で規定することとする。この他、外部からの衝撃による損傷の防止、使用済燃料貯蔵施設への不法な侵入等の防止及び通信連絡設備等について規定することとする。

1.1. 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、再処理施設の事業指定の基準の1つである「再処理施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものであること」が「再処理施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と改正されたことから、再処理施設に係る当該基準を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

設計基準事故に係る部分については、旧原子力安全委員会の審査指針類を基に、事業の指定の要件として臨界防止機能、閉じ込め機能、遮蔽機能等を規定するとともに、地震・津波その他の自然現象への対策及び火災対策等について所要の見直しを行った上で規定することとする。

その他、再処理施設への不法な侵入の防止、外部人為事象、内部溢水、飛散物及び化学薬品の漏えいによる損傷の防止、環境条件の考慮、誤操作の防止、計測制御系及び設計基準事故の拡大の防止について規定することとする。

また、再処理施設の設計基準を超える状況に対する要求事項である重大事故等に対処するための基準について、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発及び有機溶媒等による火災又は爆発等に対する対策等を規定する。

1.2. 再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、設計及び工事の方法の認可の基準の1つとして「再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること」が新たに設けられたことから、再処理施設に係る当該技術上の基準（設計及び工事段階における品質保証に係る基準）を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

従来から保安規定の原子力安全に対する品質マネジメントについて用いている品質保証に係る民間規格（JEAC4111-2009）の要求事項を基に、IAEA安全基準（安全要件 No. GS-R-3）等の海外規格の要求事項を踏まえ整理を行った上で、規定することとする。

1.3. 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、再処理施設の性能が「原子力規制委員会規則で定める技術上の基準」に適合するようにその再処理施設を維持しなければならないとされたことから、再処理施設に係る当該技術上の基準を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和62年総理府令第12号）」を基に、地震・津波その他の自然現象への対策及び火災対策等の所要の見直しを行った上で規定することとする。

その他、再処理施設への不法な侵入の防止、内部溢水、飛散物及び化学薬品の漏えいによる損傷の防止、環境条件の考慮、誤操作の防止、使用済燃料貯蔵施設及び製品貯蔵施設、安全避難通路等及び通信連絡設備等について規定することとする。

また、設計基準を超える状況に対する要求事項である重大事故対策の基準については、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固の防止対策、放射線分解により発生する水素による爆発の防止対策及び有機溶媒等による火災又は爆発に対する対策等を規定する。

14. 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、廃棄物埋設施設の事業許可の基準の1つである「廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものであること」が「廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と改正されたことから、第二種廃棄物埋設施設に係る当該基準を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

旧原子力安全委員会の審査指針類（「第二種廃棄物埋設の事業に関する安全審査の基本的考え方（平成22年8月9日決定）」等）を基に、規則の適用範囲をトレンチ処分及びピット処分に限るとともに管理期間終了以後に係る評価等について所要の見直しを行った上で規定することとする。また、廃棄物埋設地について、廃棄物埋設地の外への放射性物質の移行抑制機能及び閉じ込める機能等について規定する。

15. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、廃棄物管理施設の事業許可の基準の1つである「廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものであること」が「廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と改正されたことから、廃棄物管理施設に係る当該基準を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

旧原子力安全委員会の審査指針類（「廃棄物管理施設の安全性の評価の考え方（平成元年3月27日決定）」等）を基に、事業の許可の要件として閉じ込め機能、遮

蔽機能等を規定するとともに、地震・津波対策等の事業の許可の要件について所要の見直しを行った上で規定することとする。この他、廃棄物管理施設への不法な侵入の防止、管理施設の基準等について規定することとする。

1 6. 特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、設計及び工事の方法の認可の基準の1つとして「廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること」が新たに設けられたことから、特定廃棄物管理施設に係る当該技術上の基準（設計及び工事段階における品質保証に係る基準）を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

従来から保安規定の原子力安全に対する品質マネジメントについて用いている品質保証に係る民間規格（JEAC4111-2009）の要求事項を基に、IAEA安全基準（安全要件 No. GS-R-3）等の海外規格の要求事項を踏まえ整理を行った上で、規定することとする。

1 7. 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能が「原子力規制委員会規則で定める技術上の基準」に適合するようにその特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を維持しなければならないとされたことから、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に係る当該技術上の基準を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成4年総理府令第4号）」を基に、地震・津波対策、受入れ施設及び管理施設の基準等の所要の見直しを行った上で規定することとする。この他、外部からの衝撃による損傷の防止、施設への不法な侵入等の防止、臨界防止及び通信連絡設備等について規定することとする。

1 8. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正により、核燃料物質の使用許可の基準の1つである「使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものであること」が「使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造及び設備が（中略）災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」と改正されたことから、使用施設等に係る当該基準を定める原子力規制委員会規則を新たに制定する必要がある。

【概要】

旧原子力安全委員会の審査指針類を基に、使用施設等に係る閉じ込め機能、遮蔽機能、地震・津波その他の自然現象への対策及び火災対策等については所要の見直しを行った上で規定するとともに、貯蔵施設及び廃棄施設の基準について規定する。また、政令で定める核燃料物質を使用する使用施設等について、使用施設等への外部人為事象による損傷、不法侵入等の防止、内部溢水、飛散物及び化学薬品の漏えいによる損傷の防止、環境条件の考慮、誤操作の防止等について規定するとともに、設計評価事故を超える事故の拡大の防止等のために必要な措置について規定することとする。

19. 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正による事業者に関する規則の大幅改正を踏まえ、核燃料取扱主任者試験受験生に関する規定の位置づけを整理し、新たに試験の課目、受験手続等の実施細目等を定める原子力規制委員会規則として制定する必要がある。

【概要】

核燃料物質の加工の事業に関する規則に規定されていた核燃料取扱主任者試験の課目、受験手続等の実施細目、免状の交付及び返納の手続等を新規則として規定することとする。

Ⅲ. 告示の一部改正

1. 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示（仮称）

【制定理由】

原子炉等規制法の改正に伴い、上記Ⅱ. 1. (3)、(5)、(10)、(12)、(16)のとおり「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」等の一部の改正及び上記Ⅱ. 4、7、10、13、17のとおり「加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（仮称）」等を新たに制定することとしている。

これらの規則では、管理区域及び周辺監視区域外における放射線に係る線量限度等を原子力規制委員会が定めるとしていることから、これらの規則の規定に基づき関係する告示を改正する必要がある。

【概要】

今般新たに制定される「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」等及び「加工施設の性能に係る技術基準を定める規則（仮称）」等の規定に基づき、①実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示、②核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示及び③試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示を改正し、管理区域及び周辺監視区域外における線量等の水準を規定するほか、所要の改正を行うこととする。

Ⅳ. 関係内規の制定

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正

【概要】

原子炉等規制法に基づく原子力規制委員会の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）の規定による審査基準、標準処理期間及び処分の基準は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」において定められているところ、今般の原子炉等規制法の改正に伴い、審査基準等を定めるべき同法の規定が追加されるとともに、今般新たに審査基準等を制定することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」を改正し、新たに追加される審査基準等を加えることとする。

2. 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（仮称）

【概要】

上記Ⅱ.2. 「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）」において規定する基準（性能要求）に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。なお、旧原子力安全委員会の安全審査指針類のうち、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」等を引用することとする。

3. 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈（仮称）

【概要】

上記Ⅱ.3. 「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（仮称）」において規定する基準に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。

4. 核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（仮称）

【概要】

原子炉等規制法の改正において、加工の事業許可の審査の際に要求される基準である「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」を審査するための審査基準を規定することとする。

5. 加工施設における保安規定の審査基準（仮称）

【概要】

「核燃料物質の加工の事業に関する規則」において規定する保安規定の記載事項に対して、重大事故等発生時等における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備等の保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を審査基準として規定することとする。

6. 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（仮称）

【概要】

上記Ⅱ.5. 「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）」において規定する基準（性能要求）に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。なお、旧原子力安全委員会の安全審査指針類のうち、「水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計

審査指針」等を引用することとする。

7. 試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈（仮称）

【概要】

上記Ⅱ. 6. 「試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（仮称）」において規定する基準に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。

8. 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（仮称）

【概要】

「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」において規定する保安規定の記載事項に対して、試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検、非常時の場合に採るべき処置（設計基準事故を超える事故を含む。）等の保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を審査基準として規定することとする。

9. 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（仮称）

【概要】

上記Ⅱ. 8. 「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）」において規定する基準（性能要求）に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。なお、旧原子力安全委員会の安全審査指針類のうち、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」等を引用することとする。

10. 使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈（仮称）

【概要】

上記Ⅱ. 9. 「使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（仮称）」において規定する基準に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。

11. 使用済燃料貯蔵施設における保安規定の審査基準（仮称）

【概要】

「使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則」において規定する保安規定の記載事項に対して、保安教育の内容とその見直しの頻度等が明確に定められていること等の保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を審査基準として規定することとする。

12. 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（仮称）

【概要】

上記Ⅱ. 11. 「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）」において規定する基準（性能要求）に対して、当該規則に定める基準を満足する技

術的内容の例示を規定することとする。なお、旧原子力安全委員会の安全審査指針類のうち、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」等を引用することとする。

1 3. 再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈（仮称）

【概要】

上記Ⅱ. 1 2. 「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（仮称）」において規定する基準に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。

1 4. 使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（仮称）

【概要】

原子炉等規制法の改正において、再処理の事業指定の審査の際に要求される基準である「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」を審査するための審査基準を規定することとする。

1 5. 再処理施設における保安規定の審査基準（仮称）

【概要】

「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」において規定する保安規定の記載事項に対して、重大事故等発生時等における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備等の保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を審査基準として規定することとする。

1 6. 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（仮称）

【概要】

上記Ⅱ. 1 4. 「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）」において規定する基準（性能要求）に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。なお、旧原子力安全委員会の安全審査指針類のうち、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」等を引用することとする。

1 7. 第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準（仮称）

【概要】

旧原子力安全・保安院から継承されている内規（「第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設保安規定の審査について（内規）（平成21・02・12原院第3号）」）を基に、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」において規定する保安規定の記載事項に対して、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設について保安のために講ずべき措置に関すること等の保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を審査基準として規定することとする。

また、上記Ⅱ. 1. (14) g. のとおり、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」における保安規定に関す

る事項を改正し、廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための監視に関する事項等を追加することとしていることから、これに伴い、新たに保安規定の記載事項として追加された事項に関する審査基準を規定することとする。併せて、旧原子力安全・保安院から継承されている内規を廃止する。

18. 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（仮称）

【概要】

上記Ⅱ.15. 「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）」において規定する基準（性能要求）に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。なお、旧原子力安全委員会の安全審査指針類のうち、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」等を引用することとする。

19. 特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈（仮称）

【概要】

上記Ⅱ.16. 「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（仮称）」において規定する基準に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。

20. 廃棄物管理施設における保安規定の審査基準（仮称）

【概要】

旧原子力安全・保安院から継承されている内規（「廃棄物管理施設保安規定の審査について（内規）（平成21・02・12原院第4号）」）を基に、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」において規定する保安規定の記載事項に対して、放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること等の保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を審査基準として規定することとする。

また、上記Ⅱ.1.（15）f. のとおり、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」における保安規定に関する事項を改正し、廃棄物管理施設の定期的な評価等に関する事項等を追加することとしていることから、これに伴い、新たに保安規定の記載事項として追加された事項に関する審査基準を規定することとする。併せて、旧原子力安全・保安院から継承されている内規を廃止する。

21. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（仮称）

【概要】

上記Ⅱ.18. 「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（仮称）」において規定する基準（性能要求）に対して、当該規則に定める基準を満足する技術的内容の例示を規定することとする。なお、旧原子力安全委員会の安全審査指針類のうち、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」等を引用することとする。

22. 使用施設等における保安規定の審査基準（仮称）

【概要】

「核燃料物質の使用等に関する規則」において規定する保安規定の記載事項に対して、使用施設等の巡視及び点検、非常の場合に採るべき処置（設計評価事故を超える事故を含む。）等の保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を審査基準として規定することとする。

2 3. 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第 8 条第 1 項の規定に基づく認定基準（仮称）

【概要】

旧原子力安全・保安院から継承されている内規（「核燃料物質の加工の事業に関する規則第 8 条の 1 2 第 1 項の規定に基づく認定基準（平成 1 7 ・ 1 2 ・ 2 8 原院第 1 0 号）」）を基に、上記Ⅱ. 1 9. 「核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（仮称）」において規定する試験の一部課目免除の対象となる大学院の課程の認定基準を新たに制定することとする。併せて、旧原子力安全・保安院から継承されている内規を廃止する。

2 4. 原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第 1 1 条第 1 項の規定に基づく認定基準（仮称）

【概要】

文部科学省及び旧原子力安全・保安院から継承されている内規（「原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第 1 1 条第 1 項の規定に基づく認定基準（1 7 文科第 7 5 0 号及び平成 1 7 ・ 1 2 ・ 2 8 原院第 9 号）」）を基に、上記 2 3. 「核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第 8 条第 1 項の規定に基づく認定基準（仮称）」と同様に、筆記試験の一部課目免除対象となる大学院の課程の認定基準を新たに制定することとする。併せて、文部科学省及び旧原子力安全・保安院から継承されている内規を廃止する。

2 5. 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準（仮称）

【概要】

「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」において規定する保安規定の記載事項に対して、原子炉の恒久停止、原子炉施設の施設定期自主検査等の保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を審査基準として規定することとする。

2 6. 廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（仮称）

【概要】

旧原子力安全・保安院から継承されている内規（「廃止措置段階の実用発電用原子炉施設保安規定の審査について（内規）（平成 2 2 ・ 0 2 ・ 0 5 原院第 6 号）」、「廃止措置段階の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉施設保安規定の審査について（内規）（平成 2 2 ・ 0 2 ・ 0 5 原第 7 号）」）を基に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」及び「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」において規定する保安規定の記載事項に対して、廃止措置の体制、燃料の受払い等の保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を審査基準として規定することとする。併せて、旧原子力安全・保安院から継承されている内規を廃止する。

2 7. 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画審査基準（仮称）

【概要】

旧原子力安全・保安院から継承されている内規（「廃止措置計画の認可について（内規）（平成18・05・25原院第3号）」及び文部科学省から継承されている内規（「研究炉の廃止措置計画の認可に係る執務要領（規炉要207）」を基に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」、「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」及び「試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規則」において規定する廃止措置計画の記載事項に対して、解体の対象となる施設及びその解体方法、核燃料物質の譲渡し方法等の廃止措置計画の認可の審査に当たって確認すべき事項を審査基準として規定することとする。併せて、旧原子力安全・保安院及び文部科学省から継承されている内規を廃止する。

28. 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準（仮称）

【概要】

原子炉等規制法に規定する発電用原子炉の運転期間延長の認可は「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」において、「技術基準規則に定める基準に適合することとする」としており、当該基準への適合の審査に当たって確認すべき事項を審査基準として規定することとする。

東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所の保安検査結果について(速報)

平成 25 年 9 月 25 日
柏崎刈羽原子力規制事務所

1. 概要

平成25年8月30日から平成25年9月13日までの間、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所における保安規定の遵守状況を確認するため、保安検査(以下、「検査」という。)を実施した。検査は、検査前に公表した予定の検査項目以外にも、抜き打ち検査を実施した。

2. 検査の内容及び方法

○検査内容:認可された保安規定に基づいた保安活動が適切に実施されているかを以下の項目について確認した。

- (1)緊急安全対策の実施内容
- (2)放射線管理の実施状況
- (3)5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る組織要因を踏まえた是正措置及び予防措置について
- (4)抜き打ち検査:緊急時の措置に関する状況確認

○検査方法:保安規定の遵守状況を確認するため、マニュアル及び記録の確認、機器等の運転・管理状況の現場確認及び保安活動への立ち会い等を実施した。

3. 検査で確認した主な事項

(1)緊急安全対策の実施内容

原子炉設置者が策定した「柏崎刈羽原子力発電所における緊急安全対策(実施報告書)」(平成23年4月21日報告、5月2日補正報告)に記載されている対策等について、平成24年度第4回保安検査以降の実施状況を検査し、それぞれの対策が計画的に実施されており、止水対策の防潮堤の本体工事及び水素爆発防止対策の水素濃度計設置工事が全号機完了し、また、除熱機能確保のための荒浜側の防火水槽の増設工事が計画通り進められていることを確認した。

また、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための資機材の配備・点検状況、活動を行う各班の要員に対する個別訓練が個別訓練年度計画に従い実施されていることを、記録及び現場立会により確認した。

なお、事故時対策をより向上させるために緊急安全対策強化のための工事が当初計画策定以降も追加されており、対策の実効性を確保するために対策全体の整合性評価、マニュアル類改訂及び訓練等が必要であることを確認した。

(2)放射線管理の実施状況

今回の検査においては、「管理区域の設定及び解除」、「管理区域内における区域区分」、「管理区域内における特別処置」に係る業務の実施状況について検査を行った。

検査の結果、当該業務は、「放射線管理区域管理マニュアル」に基づき実施され、同マニュアルに基づき、管理区域の設定及び解除の手続き、管理区域内における区域区分と特別処置が行われていることを設定及び解除の各承認書、確認チェックシート、測定記録等から確認した。また、現場においては、承認された通りに標識による管理区域の区別、区画、施錠がなされていることを確認した。

(3)5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る組織要因を踏まえた是正措置及び予防措置について

平成24年8月13日に原子炉設置者から報告された「柏崎刈羽原子力発電所5号機中央制御室非常用換気空調系の運転に係る保安規定違反に関する直接要因、組織体制に起因する根本原因及び再発防止策について」において計画された対策等について、本年3月までに対策を行うとしていた「組織要因を踏まえた是正措置及び予防措置」に対する対策の実施状況について確認した結果、1、7号機をモデルプラントとして保安規定対象機器一覧表を策定・管理を行うとともに、設備改造や保安規定変更時にも維持管理を行うことが「保安規定関連機器一覧管理要領」及び「保安規定関連機器一覧管理ガイド」によって明確化されていることを確認した。また、保安規定やマニュアルの新規作成時及び改定時に要求事項を明確化するとともに、各部署の業務における役割分担の明確化が計れる仕組みになっていることを「継続的なマニュアル類の改善取組みガイド」に明確化されていることを確認した。

再発防止対策の有効性評価については、具体的な確認方法と有効性評価指標を「有効性評価活動計画書」(平成25年5月29日承認)に定め、再発防止対策の実施状況の確認を実施中(平成26年4月まで実施予定)であることを確認した。

また、以下の平成22年度以降の監視4件についても、確認を行った。

①「協力企業従業員に係る保安教育実施計画の変更手続きにおける不備について」 (平成23年度第4四半期)

協力企業の従業員に対する平成25年度の保安教育の実施計画及び変更に係る承認手続きが適切に実施され、原子炉設置者と同等の教育が行われていることを確

認した。

②「5号機の非常用ガス処理系放射線モニタにおけるバックグラウンドレベルの設定誤りについて」(平成24年度第3四半期)

主排気筒モニタ(非常用ガス処理系モニタ含む)のバックグラウンドレベル測定・設定業務について、「放射性液体気体廃棄物管理要領」を改訂し、バックグラウンド設定値を誤って入力しないためにA系とB系の作業を電子データのみで取り扱うのではなく、測定結果を2系統の区別が容易な様式に記載を行う作業手順に変更されていること、バックグラウンドの計算結果の妥当性の確認においては、測定値のグラフを作成し、設定値と比較することにより妥当性を確認する作業プロセスに変更されていることを確認した。

また、「放射性廃棄物放出管理ガイド」を改訂し、バックグラウンドと測定値の平均値の差を記録し、有意な違いが発生した場合にはバックグラウンド値の妥当性評価を行う手順を新たに設けていることを確認した。

なお、測定データに基づくバックグラウンド設定値を定めるための作業については、現在は手作業で行っているが、監視装置に蓄積されているデータから直接設定可能となるような設備改良を本年度中に行う計画であることを確認した。

③「低レベル放射性廃棄物の難測定核種分析用濃縮廃液試料の誤廃棄について」(平成24年度第3四半期)

ホットラボに保管管理されている試料について、低レベル放射性廃棄物と同様に誤廃棄を防止するための措置を「水質管理業務ガイド」に追記していることを確認した。また、「KK-水質分析及び放射能測定業務委託 委託業務変更追加仕様書」を改訂し、委託仕様書に保管管理に関する要求事項を追記し、委託先への周知を行っていることを確認した。

④「5号機の設計管理における不備について」(平成25年度第1四半期)

指示文書「追加仕様書チェックシートの確認項目の追加・訂正」を発行し、設計管理シートの作成忘れを防止するための措置(設計管理シートへの設計管理区分の明記を義務づけ)が規定され、さらに、職員に対する設計管理の勉強会が実施されていることを確認した。また、平成25年度第一四半期における「設計管理シート」と「設計件名リスト」との照合を行い、設計管理における不備に対する取組みに係る有効性評価を適切に実施していることを確認した。

(4) 抜き打ち検査: 緊急時の措置に関する状況確認

緊急時の措置に関する状況については、緊急時における発電所内の被ばく管理等に必要な原子力防災資機材及び人員が確保されているかについて検査を行った。

防災資機材の整備状況については、可搬型放射線測定資機材、個人用外部被ば

線量測定器の数量、校正状況について抜き取りで確認した結果、指定された保管場所に保管管理されているとともに、点検・校正が計画に基づき適切に行われており、使用可能な状態で維持管理されていることを確認した。

また、原子力災害発生時に放射線量等の測定を担当する要員については、9月1日付けで行われた発電所組織の変更にもなう要員の見直しが行われ、防災安全GMが発電所長の承認を得て定められているとともに、「平成25年度防災訓練計画書」等に基づき教育、訓練が計画通り実施されていることを確認した。

以上